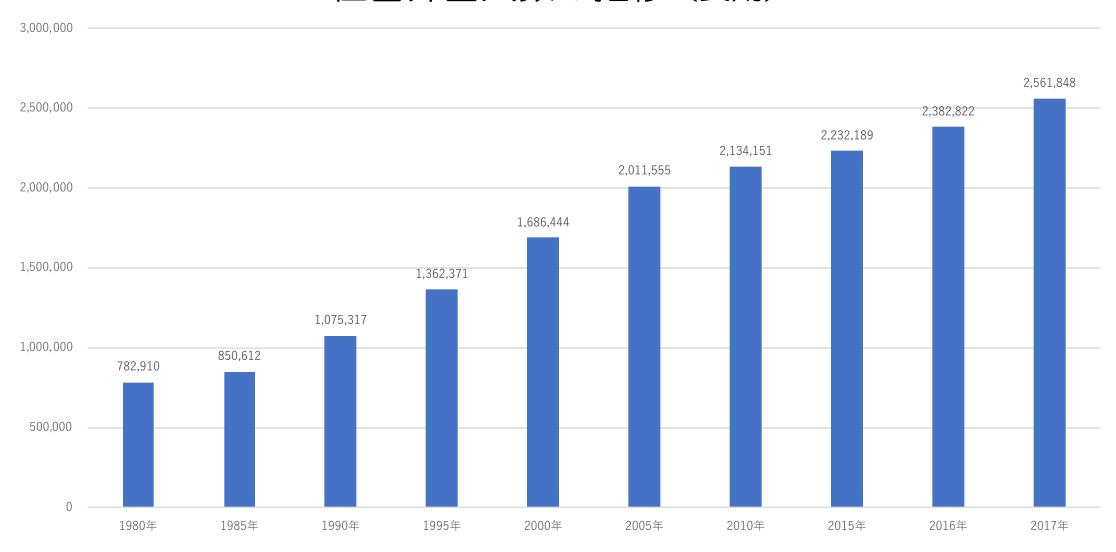
## 雪崩れをうつ外国人労働者受入れ

~ 「骨太の方針2018」がもたらすものは? ~

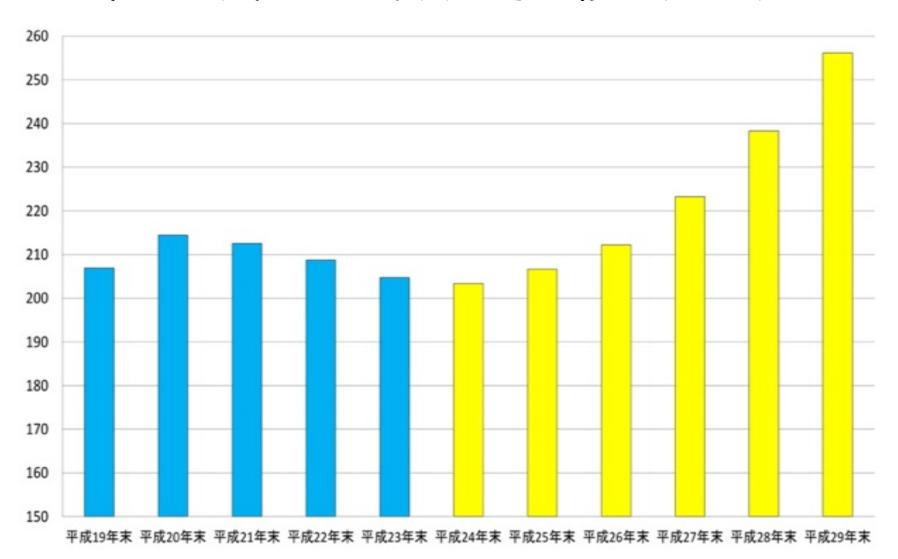
公益社団法人 自由人権協会 理事 旗手明

#### 在留外国人数の推移(長期)



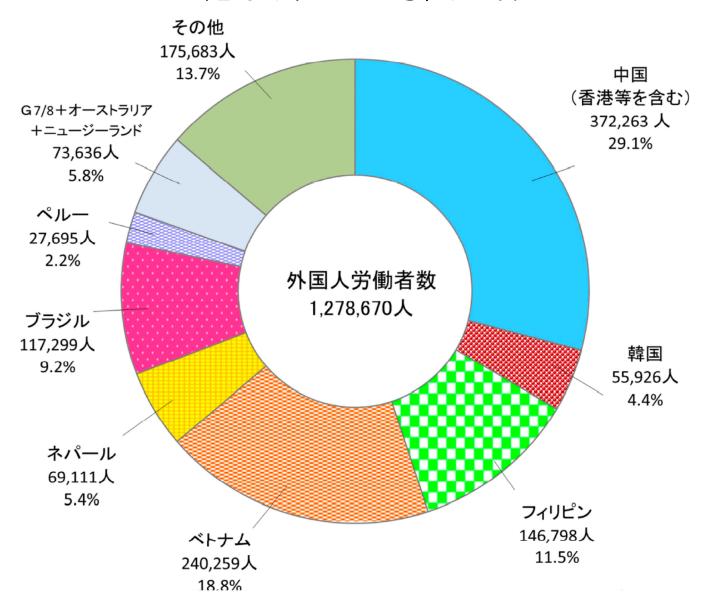
旗手作成(2010年までは登録外国人統計、以降は在留外国人統計)

## 在留外国人数の推移(近年)

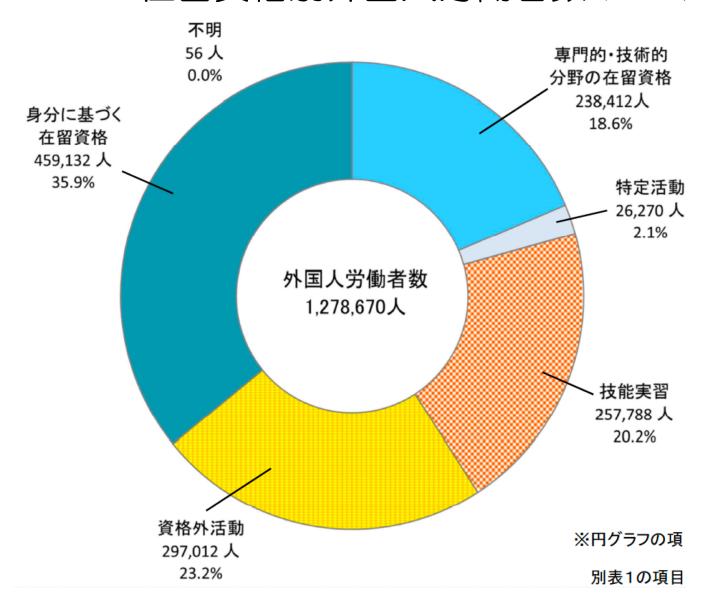


(法務省・在留外国人統計)

#### 国籍別外国人労働者数 (2017年10月末)



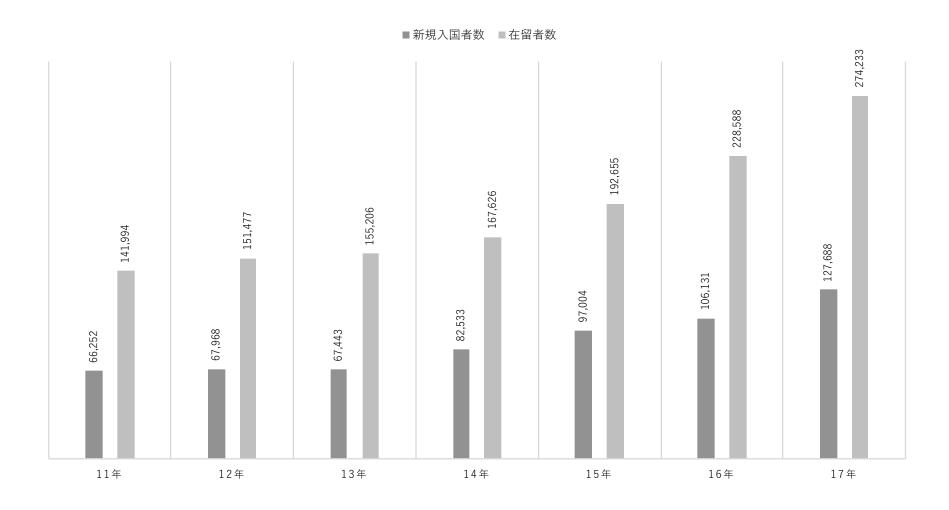
#### 在留資格別外国人労働者数 (2017年10月末)



## 日本再興戦略(改訂2014) 「外国人材の活用」

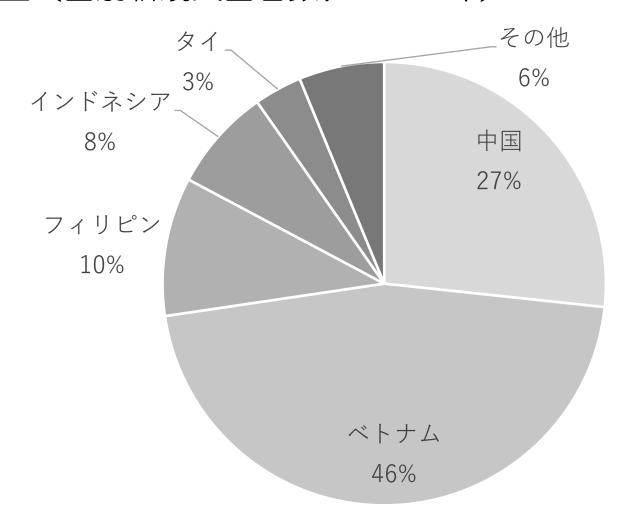
- 高度外国人材の活用
- ・ 外国人技能実習制度の抜本的な見直し
- 建設・造船分野における外国人材の活用
- 外国人家事支援人材の受入れ (特区)
- 介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援
- ・ 製造業における海外子会社等従業員の国内受入れ
- •農業支援外国人受入事業(特区)~ <同戦略外>

#### 技能実習生(新規入国者数、在留者数の推移)



(出所:法務省在留外国人統計) 旗手作成

#### 技能実習生(国別新規入国者数、2017年)



(出所:法務省出入国管理統計) 旗手作成

## 技能実習·在留者数

年	2012年		2014年		2016年		2017年	
総数	151,477	100%	167,626	100%	228,588	100%	274,233	100%
中 国	111,395	73.5%	100,093	59.7%	80,857	35.4%	77,567	28.3%
ベトナム	16,715	11.0%	34,039	20.3%	88,211	38.6%	123,563	45.1%
フィリピン	8,842	5.8%	12,721	7.6%	22,674	9.9%	27,809	10.1%
インドネシア	9,098	6.0%	12,222	7.3%	18,725	8.2%	21,894	8.0%
タイ	3,464	2.3%	4,923	2.9%	7,279	3.2%	8,430	3.1%
その他	1,963	1.3%	3,628	2.2%	10,842	4.7%	14,970	5.5%

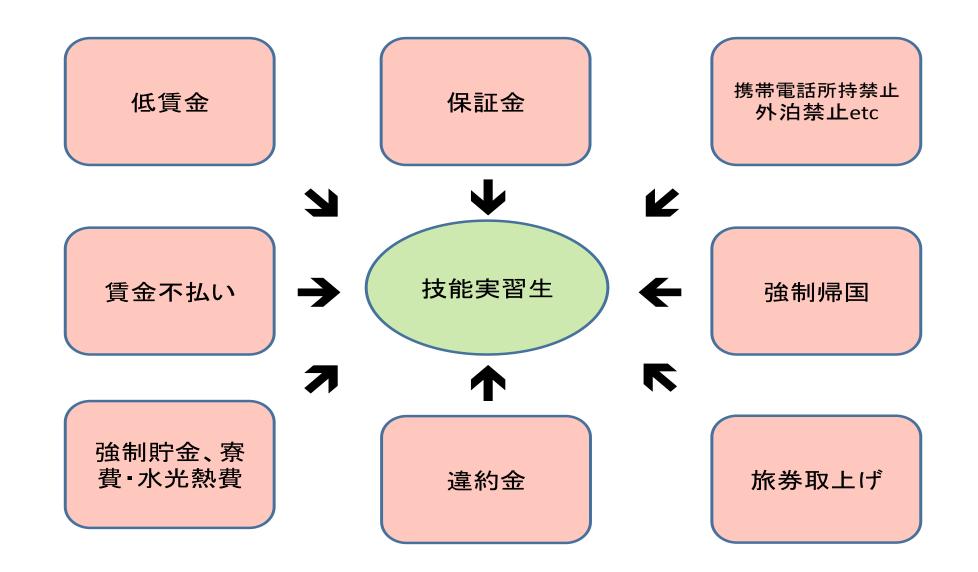
## 在留資格「技能実習」(4類型 → 6類型)

(2017年) (2017年末)

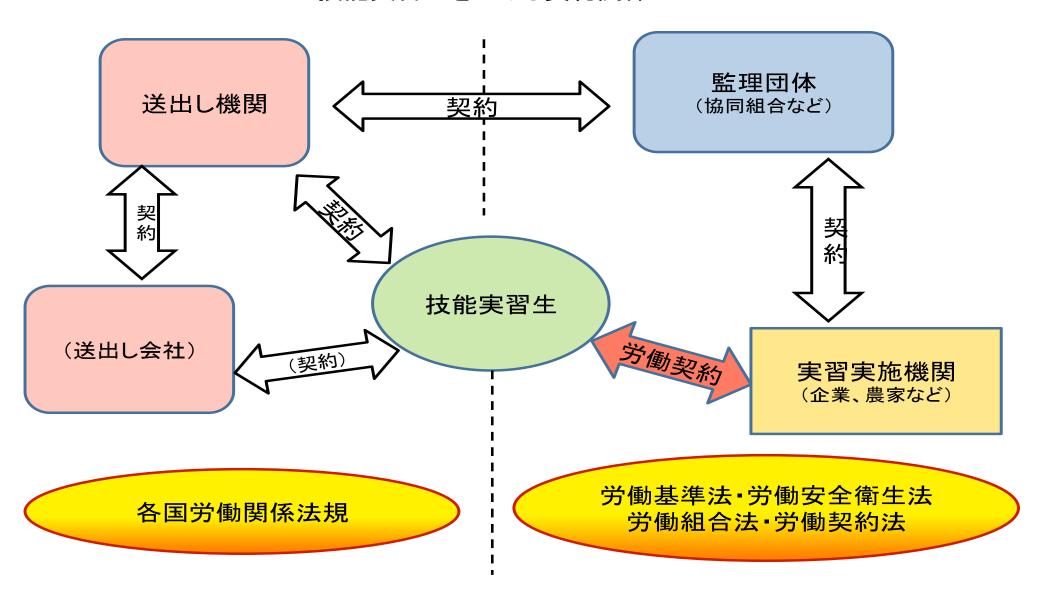
技能	実習	企業単独型(イ)	団体監理型(口)	新規入国者数	在留者数	期間
1	号	職種制限なし	職種制限なし	127,671人	124,072人	1年
2	2号	職種制限あり*	職種制限あり*	9人	150,153人	2年
3	3号	同上	同上	8人	8人	2年
研	修	非実務研修のみ or	公的研修(実務可)	16,393人	1,460人	1年,6月,3月

(\*技能実習2号移行対象職種:77職種139作業 ~ 主に農漁業、建設業、製造業、一部サービス業)

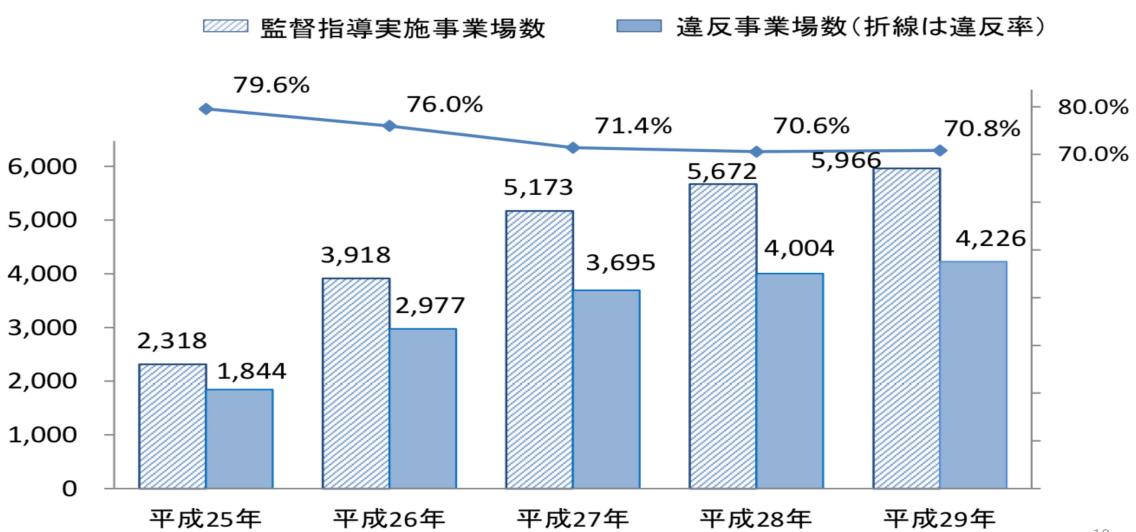
#### <技能実習生をめぐる問題構造>



#### <技能実習生をめぐる契約関係>



#### 外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検の状況



#### 「不正行為」について

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
企業単独型		2	0	0	0	3	2	3
団体	監理団体	14	9	20	23	32	35	27
監理型	実習実施機関	168	188	210	218	238	202	183
計		184	197	230	241	273	239	213

(法務省)

## <国際的な批判が集中>

- ◆ 国連自由権規約委員会(2008年、14年)
- ◆ 国連女性差別撤廃条約委員会(2009年)
- ◆ 国連人身売買に関する特別報告者(2010年)
- ◆ 国連移住者の人権に関する特別報告者 (2011年)
- ◆ 国連人種差別撤廃委員会(2014年)
- ◆ 国連人権理事会UPR(普遍的定期的)審査(2017年)
- ◆ 米国国務省人身売買報告書(2007年~18年:毎年)

## 米国国務省人身売買報告書(2018年)

- ・ 強制労働の事案は、政府が運営する技能実習制度において発生している」
- ・人身取引の兆候という実質的証拠があるにもかかわらず、政府は技能実習制度における強制労働の被害者をこれまで1人も認知していない
- ・送り出し機関の中には、金銭の徴収制限を回避し、金銭の代わりに高額の「手数料」を課すことで、各国政府の認定を受けることができた機関もあった。
- ・実習生は、これまで通り借金による束縛の危険にさらされることになった。 最高で1万ドルという過剰な金銭、保証金または不明瞭な「手数料」を母国の送り出し機関に支払っている。

## 実習生が除染作業に従事

- ・ベトナム人男性、職種は「建設機械・解体・土木」
- ・来日後最初の実習が福島県郡山市内での除染作業、その後も同県川俣町など数カ所で除染作業や被災建物の解体工事に従事
- ・環境省からは特殊勤務手当が1日6,600円支給されるが、本人には2,000円の現金支給
- ・実習先会社は、除染作業について「危険なものとは認識していない。他の会社も実習生にやらせている」
- ・今年3月、日経新聞で報道されたため、政府は急遽「除染業務 は技能実習の趣旨にそぐわない」として、禁止する通知

## 強制帰国ケース

- ・ベトナム人男性、建設(とび)
- ・日本人社員から繰り返し暴力を受けた
- ・送出し機関は出国時の手数料返金を条件に帰国を勧めたが、本人は実習継続を希望
- ・監理団体職員と送出し機関駐在員が、「仕事に行く」と騙して車に乗せ、送出し機関の事務所へ連行。
- ・翌日、空港から無理やり帰国させた
- ・後日再来日して、労働組合を通じて実習先と監理団体に補償を要求
- ・団体交渉により、実習先と監理団体が強制帰国の事実を認め、 解決金を支払うことに

## 紀莎莎 • 富山技能実習生強制帰国未遂事件

(地位確認と慰謝料等)

- ・22歳の中国人女性、2010年12月に来日
- 中国残留孤児3世の日本人男性と交際し、妊娠
- 送出し機関との「保証書」:妊娠したら帰国
- ・ 監理団体は2011年6月妊娠を知り、中国の送出し機関と協議して、即日帰国を決定
- 出国ゲート通過後、見知らぬ日本人から携帯電話を借り、交際相手に連絡、空港職員によって保護されたが、流産
- ・原告主張を認める地裁判決(約770万円の支払い)が確定

## 暴言、暴行によりうつ病発症

- ・カンボジア人男性、東京都内の配管工事会社
- 作業中の指切断で労災隠しされたが、会社が認め解決
- ・激しい暴言(アホ、バカ、死ね、帰れ)、暴行(顔面を殴る、 ハンマーなど工具でヘルメットを叩きヘルメットが割れる)が 日常的にあり、うつ病を発症
- ・うつ病についても労災認定
- ・幸運:姉が日本におり、通訳となり、シェルターを提供。労組と安全センターにつながることができ、支援を受けられた
- ・課題:精神疾患治療が長期に及ぶ場合の在留資格、カンボジア語の相談体制・労災申請書類



## 技能実習生の長時間労働

- ・ベトナム人男性
- ・埼玉県の生コン圧送会社
- •朝5時半集合、8時現場作業開始、現場終了22時~23時
- 契約書では始業10時、終業19時
- 長時間労働のため、慢性疲労、睡眠障害、腰肩痛を発症
- 8時からの現場朝礼と10時までの準備作業が労働時間とされず
- コンクリートが乾燥するまでの待機時間も休憩時間扱い
- その結果、日々4~5時間の未払い残業が発生

## 下着製造会社で長時間労働、パワハラ

- ・ベトナム人女性、縫製、大手メーカーの孫請け(愛媛)
- ・山中の工場で、深夜2~3時まで長時間労働の強要
- ・入管に訴えたところ、パワハラを受け脱出し、都内に避難
- ・社長は監理団体(事業協同組合)の理事長を兼ねる
- 社長は県の外国人問題対策協議会の役員でもある
- いくつも関連会社を作り、多くの実習生を受け入れ、同じ工場で働かせている
- ・労働組合の支援を受け団体交渉、社長が謝罪し改善を約束。未 払い賃金、就労できない期間の保障等を解決金として支払い

## く技能実習制度の主要論点>

- ・低賃金労働は改善できるか
- ・強制帰国は阻止できるか
- ・実習先の変更は可能か
- ・技能実習機構は機能するか
- ・二国間取決め(協力覚書)で送出し機関を規制できるか
- ・「優良」の判断基準は、妥当か
- ・受入れ人数枠拡大は制度趣旨を裏切るものではないか
- ・対象職種の拡大手続きは適正か

#### 罰則規定の適用関係

問題点	送出し機関	監理団体	実習実施機関
強制帰国	×	×	×
技能実習の強制	×		0
保証金•違約金	×		0
強制貯金	×		0
旅券・在留カード取上げ	×		
私生活の自由制限	×		
名義貸し	×	0	×

◎は技能実習法、○は労働基準法、×は適用なし

<旧制度の受入れ人数枠>			<新たな受入れ人数枠>				
(団体監理型の特例枠、企業単独型)			(優良な団体監理型、優良な主務大臣認可企業単独型)				
	(3年間)			(5年間)			
常勤職員数	受入れ可能人数		常勤職員数	受入れ可能人数			
301人以上	常勤職員数 × 20分の3		301人以上	常勤職員数 × 0.6			
201~300人	45人		201~300人	180人			
101~200人	30人	$\rightarrow$	101~200人	120人			
51~100人	18人		51~100人	72人			
3~50人以 下	9人		41~50人	60人			
2人	6人		31~40人	48人			
1人	3人		6~30人	36人			
			5人	30人			
			4人	24人			
			3人	18人			
			2人	12人			
			1人	6人			

## 骨太の方針 2018 (新たな外国人材の受入れ)

\*一定の専門性・技能を有する外国人材に新たな在留資格を創設

- ① 受入れ業種を指定し、政府基本方針及び業種別受入れ方針を決定する
- ② 技能水準は試験等により確認する
- ③ ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力
- ④ 技能実習(3年)を修了した者については、②③の試験等を免除
- ⑤ 期間は通算5年、家族帯同は基本的に認めない
- ⑥ 悪質な紹介業者等の介在を防止するための方策を講じる
- ⑦ 外国人材への支援は、受入れ企業または登録支援機関が行う
- ⑧ 受入れ環境整備は法務省が総合調整機能を持ち司令塔的役割を果たす
- ⑨ 法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化

## 新たな在留資格「特定技能」のイメージ

技能実習生

3年間の経験 があれば試験 なしで資格 変更可能

日本語と 技能の試験

# 特定技能

特定分野で一定の技能や 日本語能力がある

- ・滞在期間は最長5年
- ・家族の帯同不可

2号

特定分野で熟練した技能がある

- •長期滞在可能
- ・家族の帯同が可能

## 党首討論での安倍首相発言 (6/27)

- 正面から就労を目的とした新たな在留資格を創設する
- ・ 人手不足の分野で働く人たちの平均賃金を下回るものはダメ
- \*移民政策の定義について
  - ・国際的な定義はない
- ・国民の人口に比して一定程度のスケールの外国人及びその家族を、期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする政策

## 骨太の方針をどうみるか i

- (1) 国際的な批判も強く、現代の奴隷制とも言われる技能実習生や、本来労働者でない留学生などに依存するのではなく、正面から外国人労働者受入れに向き合おうとする姿勢は評価できる
- (2) しかし、大きな政策転換にもかかわらず、情報公開が不十分であり、また社会全体での議論がなされないまま急速に進められ、外国人労働者受入れに関する掘り下げた検討がなされていない
- (3) 逼迫する当面の労働力不足への対応にとどまり、中長期的視野での全体像が描かれていない ~ 包括的かつ恒常的に外国人労働者政策を検討する組織を設置すべきである

## 骨太の方針をどうみるか ii

(4) 国内労働市場との軋轢を低減するための、外国人労働者受入れを量的にコントロールする手段が見られない ~ その結果、アクセルだけでブレーキがない状態になりかねない

(Ex. 国内労働者では充足されないことを公的指標を使って客観的に確認する「客観的労働市場テスト」、総量や職種・地域別の受入れ数を規制する「クオータ制」、外国人雇用率、外国人雇用税などの手段が考えられる)

- (5)「移民政策ではない」とするため社会統合政策が希薄ではないか ~ 欧米に見られるような社会的分断を生まないための重要な施策であり、国の責任を明確化して双方向の社会統合政策を進めるべきである
- (6) 外国人労働者受入れのための人権上のインフラが整備されていない (Ex.外国人人権基本法、人種差別撤廃法、国内人権機関など)

## 骨太の方針をどうみるか iii

- (7)「業種別受入れ方針」では、必要とされる日本語能力や技能水準などについて業種ごとに関係省庁と業界団体に任せられる。その結果、受入れ基準がバラバラとなり、業界事情を優先した無原則な受入れとなることが心配される
- (8) また、技能実習(3年)修了者には試験が免除されるので、日本語能力や技能水準が確保されない。その結果、制度改善が検証できていない技能実習制度との組合せで、問題拡大のおそれも強い
- (9) 技能実習・介護で入国 1 年後の日本語要件の緩和も検討するとしているが、それが介護現場にとってよいのか

## 骨太の方針をどうみるか iv

- (10)「悪質な紹介業者等の介在を防止する」としているが、募集・採用でマッチング機能を持つのは民間業者であり、その具体的な規制方法は明らかにされていない
- ~ 韓国の雇用許可制度のように募集・採用ルートを政府間に限定するなどしない限り、制度的な保障とはならない
- (11)「受入れ環境整備」について、法務省が司令塔的役割に相応しいか ~ 法務省は、外国人の出入国及び在留管理に当たる機関であり、社会統合政策とは行政の質がまったく異なる
- (12)「在留管理体制の強化」として、在留管理情報(法務省)と外国人雇用状況届出情報(厚生労働省)との突合、マイナンバーの活用などが検討されているが、在留するすべての外国人にとって極めて息苦しい社会となってしまうのではないか

#### 外国人を介護人材として受け入れる3つの道

#### 経済連携協定(EPA)

2008年度以降、インドネシア、フィリピン、ベトナムと締結

介護福祉士候補者 として来日

#### 在留資格「介護」

17年9月に創設

留学生として来日

介護施設・病院で 専門学校など介護福祉士養成就労・研修(4年) 施設(2年以上)

↓**※**① ↓**※**①

国家試験に合格し介護福祉士に

#### 介護福祉士として期限なく就労可能

技能実習制度の 介護職種

17年11月に追加

介護施設などで実習(最長5年間)

実習の各段階で 技能評価試験

**%**②

帰国

(注) ①21年度までの養成施設卒業者は国家試験を経なくても介護福祉士の資格登録が可能 ②技能実習生も介護福祉士の資格を得れば帰国せず就労可能。政府は実習修了者が滞在 を5年延ばせる新たな在留資格を検討

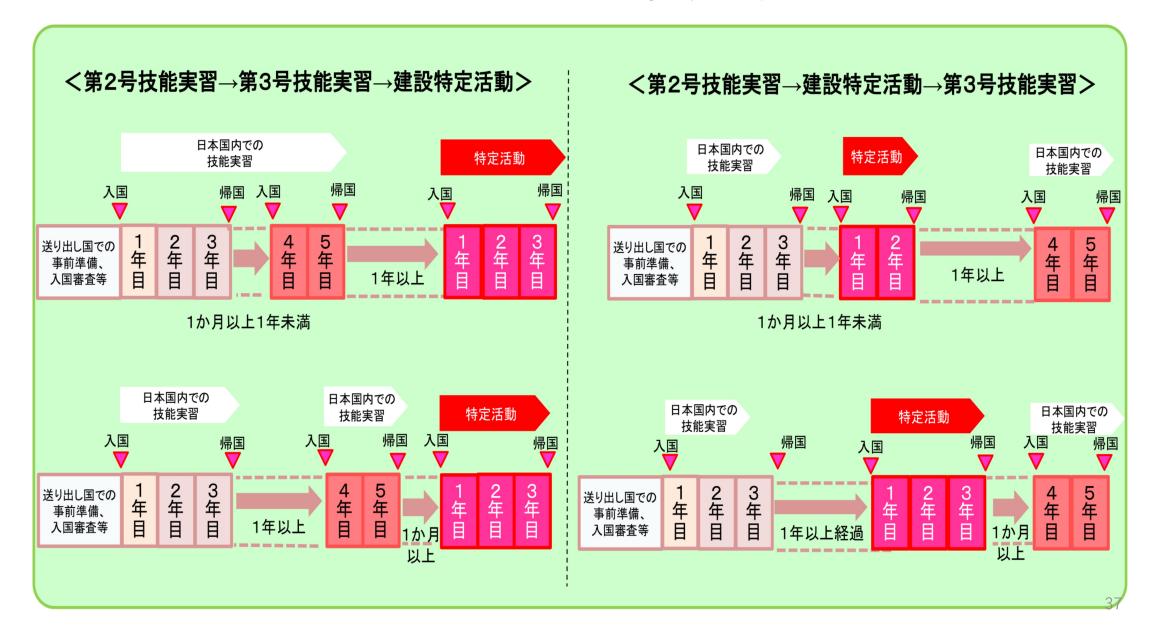
## ・介護福祉士養成校への 入学者数と定員充足率



## く技能実習・介護>

- ① 初めての対人サービス職種 ~ 訪問系サービスは含まない
- ② 日本語能力要件(日本語教育の専門家が関与しないまま決定)
  - ・ 1年目はN4程度(基本的な日本語を理解することができる水準)
  - ・2年目はN3程度(日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる水準)
  - \*EPA受入施設の約9割が、日本語能力試験「N3」レベル以上を求めている。
- ③ 受入れ人数枠(1年単位)は、介護職等の常勤職員総数の10%まで
- ④ 適切な評価システムの構築
- ⑤ 実習実施機関は経営が一定程度安定している機関に限定 ~ 開設後3年以上経過
- ⑥ 介護業界におけるガイドラインの作成
- ⑦ 夜勤業務等、少人数の状況下での勤務や、緊急時対応が求められる業務等は、2年目以降の実習生に限定(業界ガイドライン)
- ⑧ 介護職種の技能実習生が資格試験に合格しても、在留資格を変更して在留を継続することはできない(→在留資格「介護」を付与する方向で検討?)

#### 外国人建設就労者受入事業と技能実習



## <外国人家事支援人材(特区)>

- \* 特区:神奈川県、大阪府(大阪市のみ)、東京都、兵庫県、愛知県
- ① 家事支援活動(在留資格「特定活動」) ~ 身体介護は含まれない
- ② 受入れ機関(特定機関)
  - ・利用世帯とは請負契約
  - ・日本で3年以上家事の代行又は補助に関する業務を行っているもの
  - ・事業を遂行するために必要な経済的基礎
- ③ 雇用される外国人
  - ・年齢が18歳以上、家事の代行又は補助に関する業務の1年以上の実務経験
  - ・日本語能力試験N4程度(日本語が不要な家庭は例外 )
  - ・フルタイムで直接雇用(労働基準法を適用=「家事使用人」には該当しない)
  - ・賃金は日本人と同等額以上
  - ・通算3年間まで

### <外国人農業支援人材(特区)>

- \*特区:京都府、愛知県、新潟市('18.3 区域計画認定)
- <農業の現状>~農林水産省「農業構造動態調査」(2017年)
  - ・農業就業人口は10年:260.6万人 → 17年:181.6万人(79万人、30.3%減少)
  - ・農業就業人口の平均年齢は66.7歳、65歳以上が占める割合は66.5%
  - \*農業分野の外国人労働者数 2016年10月末現在で23,683人(技能実習生が20,794人、永住者等1,784人など)
  - ① 農業支援活動(在留資格「特定活動」) 農作業、農畜産物による製造・加工 、運搬、陳列、販売
  - ② 受入れ機関(特定機関) 派遣事業者の許可、必要な経済的基礎、苦情相談窓口、日本語・関係法令の研修
  - ③ 派遣先農業経営体 過去5年以内に労働者を6ヶ月以上雇用した経験、または派遣先責任者講習受講
- ④ 雇用される外国人 満18歳以上、フルタイム雇用、通算3年まで 1年以上の実務経験または大学以上で農業専攻、必要な知識・技能・日本語能力 (または、農業技能実習に2年10ヶ月以上従事し、帰国後1年以上経過した者)

## 技能実習制度と農業特区との比較

	প	·国人技能実習制度	農業支援外国人受入事業
目的		よる国際協力 給調整の手段としてはならない	・農業の成長産業化に必要な労働力の確保等による競争力強化
受入主体 (雇用主)	※農協や農産 団体等が受	つの農業経営体が受け入れ 産物の共同出荷・販売等を行う け入れる場合は、組合員・会員 数の農業経営体から作業を が可能	・特定機関(派遣元)が受け入れ、複数の農業経営 体への派遣も可能
従事可能な 作業		体の2分の1以下の範囲で、 使用した・製造・加工の作業の	- 農作業 - 派遣期間の過半とならない範囲で、農畜産物等を 使用した製造・加工、運搬、陳列、販売の作業も 可能
職種・作業 の制限		は特段の制限なし は、実習可能な職種・作業は、	・特段の制限なし
	職種名  作業名		
	耕種農業「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」		
	畜産農業	「養豚」「養鶏(採卵鶏)」「酪農」	
在留可能 期間	・最長5年(実	習中は原則帰国不可)	・通算最長3年(期間内での帰国・再入国可)